

インクルーシブ・ケアシステムが目指すビジョン

インクルーシブ・ケアシステムの意義

DVをはじめとする多様な困難に直面する被害者等への支援を行うに当たり、民間シェルターは、とりわけ地域社会において重要な役割を担っています。インクルーシブ・ケアシステムの中で民間シェルターの取組を促進することで、安全確保という役割を超え、被害者及び同伴児（者）が自立生活するための地域との架け橋となることが出来ます。地域で孤立したために、加害者との生活に戻り、生命が危険にさらされるようなケースを生まないためにも、インクルーシブ・ケアシステムとして、被害者及び同伴児（者）を一体的に見守る体制と地域に根付いた自立生活までの支援が非常に重要なのです。

取組事例 （被害者－40歳代 子－小学生、幼児 加害者（夫）－50歳代）

＜暴力の種類＞身体、精神、経済等／子への虐待あり

DVセンターへ電話相談があり、被害者は支援を求めているが、夫からの監視が厳しくGPS携帯を持たされていたため、他行政機関と連携し、公共施設での面接を実施した。虐待については以前にも、保育園から児童相談所に通告歴があり、面接時にはDVセンター相談員、児童相談所職員、区役所子どもはぐくみ室職員が同席した。相談開始当初から危険度の高い被害者であり、面接を重ねる中で、避難を決意され、民間シェルターでの一時保護を実施した。

シェルター利用開始後、専門スタッフが被害者及び同伴児に必要な資源を見極め、DVセンターを利用した警察への同行相談、保護命令の申立て支援、離婚についての弁護士相談利用を促した。また、DVセンターでの支援を行う時には、専門スタッフと学生ボランティアとで同伴児の保育等の支援を行った。さらに、今後の生活に向けて、専門スタッフが母子生活支援施設に関する情報提供を行い、子どもはぐくみ室と連携し、DVセンターで必要な証明書類を発行し、母子生活支援施設へ入所することができた。

施設入所後、同伴児は、施設内の学童保育を利用し、その間、被害者は職業訓練を受けてヘルパー資格を取得し、介護の仕事を開始した。地域での自立生活に向け、着実に前進されている。

インクルーシブ・ケアシステムによって・・・

相談者の負担軽減

リスク回避

安定した
自立生活の実現

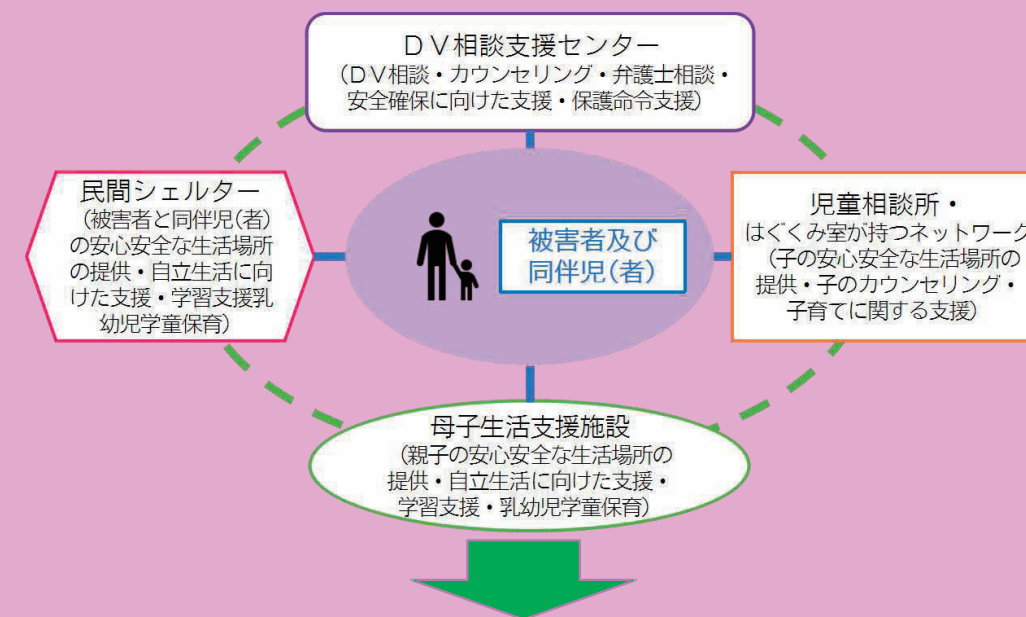
この冊子は、令和2年度 内閣府 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）により作成しています。

DV被害者支援 インクルーシブ・ケアシステム ～ walk together ～

インクルーシブ・ケアシステム

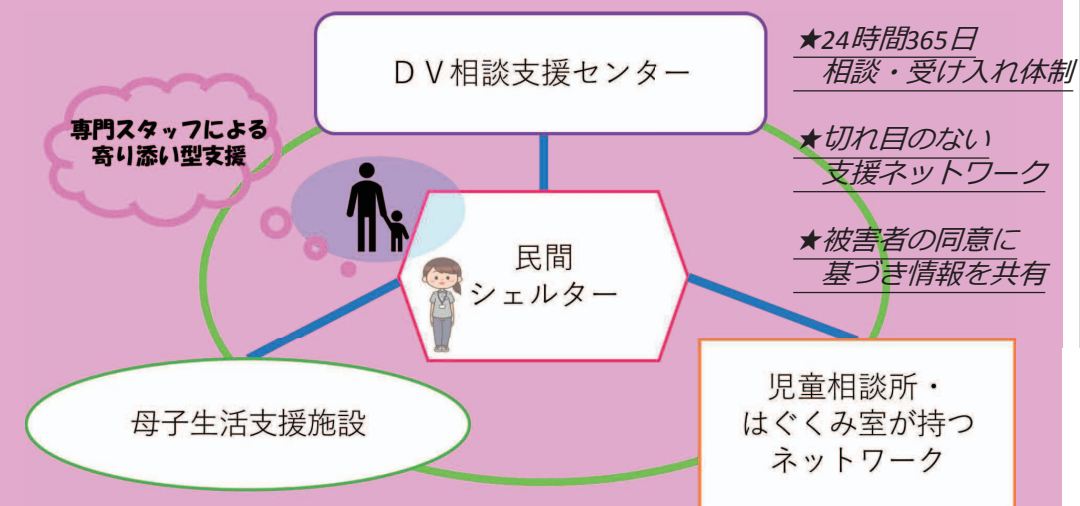
「インクルーシブ・ケアシステム」とは、京都市DV相談支援センター、児童相談所、母子生活支援施設、民間シェルター等との連携を強化し、保健福祉センターや、その他行政機関ともつながりを持ちながら、真に切れ目のない支援を目指す京都市発の支援の仕組み

これまでの連携では・・・



被害者自身が各相談機関において情報を集め、必要な機関に支援を求めている。しかし、被害者が支援を求める機関やそのタイミング等は様々であり、かつ、機関によって支援対象や資源が異なっている。

改善し、飛躍的に進化させたのが・・・ インクルーシブ・ケアシステム！



＜具体的取組＞
・支援に必要な資源を見極め、関係機関との連携調整を行う専門スタッフの配置
・食材、副食提供
・地域住民参加型の交流会の実施
・乳幼児、学童保育学習支援、居場所作りの充実
・研修会の実施
など

D V（ドメスティック・バイオレンス）について考える

D V（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の適用対象

- 配偶者（元配偶者）
- 事実婚の関係にある者（過去に事実婚の関係にあった者）
- 生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手（過去に生活の本拠を共にする交際をする関係にあった相手）

D Vの種類

- 身体的暴力
（殴る、蹴る、物を投げつける、引きずりまわす等）
- 精神的暴力
（無視する、人間性を否定する、「おまえはバカだ」などの暴言を繰り返す等）
- 社会的暴力
（親・きょうだいとの付き合いをさせない、外出を制限する、メールのチェックをする等）
- 経済的暴力
（生活費を渡さない、仕事につかせない、貯金を勝手におろす等）
- 性的暴力
（脅しや暴力で性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する等）
- 子どもを巻き添えにした暴力
（子どもに暴力をふるうと脅す等）

暴力にはさまざまな形態があり、これらの暴力の一つ又はいくつかが繰り返されます。
P T S D（心的外傷後ストレス障害）になるなど、心身に深刻な影響を及ぼすことがあります。

D Vのサイクル

暴力の後、「二度と暴力をふるわない」、「自分にはお前が必要だ」などと優しく接し（ハネムーン期）、被害者は、逃げる機会を失います。

しかし、また少しずつ緊張感が高まり、再び暴力が爆発するのです。この暴力のサイクルを繰り返すうちに、暴力の程度が激しくなっていきます。



D Vが子どもに与える影響について

D Vと児童虐待

D Vが起きている子育て家庭では、児童虐待が同時に発生している場合があります。このため、相談者に子どもがいる場合、児童虐待が生じている可能性があることに留意しながら、対応することが必要です。

D Vの加害者からの暴力は、子どもに対して向けられることも多くありますが、被害を受けている親自身が、そのはけ口として子どもを虐待する例も報告されています。また、暴力を見て育った子どもは、暴力をふるうような人をパートナーに選ぶ傾向がある（「暴力の世代間連鎖」）という調査報告もあります。

子ども自身が直接暴力（身体的虐待）を受けている場合だけでなく、子どもの見ている前でD Vが行われること（面前D V）も、子どもへの心理的虐待にあたります。母親がおどされたり殴られたりするのを見続けた体験などは、子どものこころや身体に様々な悪影響を与えられ、生育環境で暴力が身近にあった子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することがあります。

D V被害を受けている親、その子どもの双方が心に大きな傷を抱えることから、状況に応じて**安全確保**を行うとともに、関係機関との連携による**親子双方に対するケア**が必要となります。

地域での自立生活に必要なこと

自立生活の支援

D V被害者に対する支援としては、保護命令申立てに関する支援、行政手続きに関する支援、カウンセリングの実施等ありますが、安全な場所への避難を行った後は、次のステップである地域での自立生活を目指して、次の支援を行っていく必要があります。

被害者の特性や、被害による影響の大きさによって、必要になる支援も、時間も様々です。自身で転居先を確保し、すぐに自立生活を行える人もいれば、シェルター、母子生活支援施設、ステップハウス等の利用を経て、自立生活へ移行することで、よりスムーズに回復できる人もいます。自立生活への支援において大切なことは、より地域と密着した事業を行い、被害者及び同伴児（者）が生活するうえで困難な問題に遭遇した時に、誰かに相談できる環境づくりのお手伝いをすることです。相談者が地域に居場所を作れるように支援をすることで、相談者は本当の意味で自立した生活ができるようになります。

